

「男女の賃金の格差」

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	81.1%
正職員	90.6%
パート・有期職員	97.0%

【付記事項】

- ①対象期間： ①対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
②正職員： ②正職員：出向者除く
③パート・有期社員： ③パート・有期社員：臨時職員、嘱託職員、パート職員